

## 2 集計項目の説明

### (1) 事業所数

平成14年12月31日現在の数です。

なお、事業所とは、一般に工場、製作所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造及び加工を行っているものをいいます。

### (2) 従業者数

平成14年12月31日現在の常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数の合計です。

常用労働者とは、次のうちいずれかに該当する者をいいます。

期間を決めず、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者

11、12月の各月において18日以上雇用された臨時の者

重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

事業主の家族で、その事業所に常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

### (3) 現金給与総額

平成14年1年間に、常用労働者に対して、事業所の給与規則、労働契約あるいは団体協約等に基づいて、決まって支給された給与（基本給、諸手当）の額及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額の合計です。その他の給与とは、常用労働者に対する退職金、解雇予告手当及び常用労働者に含まれない臨時及び日雇いの者に対するすべての現金給与額です。

### (4) 原材料使用額等

平成14年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費の合計であり、消費税額を含んでいます。

#### ア 原材料使用額

平成14年1年間に製造加工のため使用した原材料及び工場維持用の材料並びに消耗品の使用額をいい、下請工場に製造加工を行わせるため支給した原材料は含まれますが、他の事業所から支給されたものは除かれます。

#### イ 燃料使用額

製品を作るため使用した燃料（石炭、石油、ガス、コークス、木炭、薪炭など）であり、製品の運搬等に使用するトラック等の燃料も含まれます。

#### ウ 電力使用額

購入した電力の使用額であり、自家発電は含みません。

#### エ 委託生産費

原材料又は中間製品を他の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいいます。

### (5) 製造品、原材料、燃料、半製品及び仕掛品の在庫額

その事業所の所有する全てのもの及び原材料を他に支給して製造させた委託生産品は含まれますが、他から支給された原材料による委託加工品及び仕入れてそのまま販売するものは含まれません。

## (6) 有形固定資産

その事業所で繰り返し使用する有形の財産、すなわち建物、構築物、機械各種運搬具や耐用年数1年以上で10万円以上の工具、器具、備品等及び土地をいい、額は帳簿価格によります。

### ア 年初現在高

平成14年1月1日現在で、事業所が所有する有形固定資産額をいいます。

### イ 取得額

平成14年1年間に購入又は取得した有形固定資産額をいいます。

### ウ 除却額

平成14年1年間に売却、撤去、滅失又は同一企業の他の事業所へ引き渡しなどによって減少した資産の価格をいいます。

### エ 減価償却額

平成14年1年間に事業所の有形固定資産の減価償却額として計上された金額をいいます。

### オ 建設仮勘定

建設過程にある有形固定資産、たとえば建物が完成して固定資産勘定に組み替えられるまでの途中でいろいろ出費があった場合、これを整理するための会計処理上の方法として設けられているものです。

## (7) リース契約額及びリース支払額

平成14年中に新規に契約した機械設備等のリース契約額の総額及び平成14年中に支払った機械設備等のリース料の総額です。

## (8) 製造品出荷額等

平成14年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額及びその他の収入額の合計であり、消費税額を含んでいます。

### ア 製造品出荷額

工場出荷価格によっており、同一企業に属する他事業所へ引き渡したのものも含んでいます。

### イ 加工賃収入額

他の企業の所有に属する原材料又は製品に賃加工して引き渡したものに対して、受け取った加工賃及び受け取るべき加工賃をいいます。

### ウ 修理料収入額

他人のものを修理して受け取った修理料及び受け取るべき修理料をいいます。

### エ その他の収入

冷蔵保管料、広告料などと製造過程から出たくず及び廃物の出荷額も含まれます。

## (9) 消費税を除く内国消費税額

酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計です。

## (10) 事業所敷地面積等

ア 事業所の面積は、平成14年12月31日現在において事業所で使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいいます。ただし、鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地が、生産設備などにある敷地と、道路（公路）へい、さくなどにより明確に区分されている場合、又はこれらの敷地の面積が何らかの

方法で区別できる場合は除いています。なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含んでいます。

イ 事業所の建築面積は、事業所敷地にあるすべての建築物の面積の合計をいいます。

### (11) 工業用水

事業所内で生産のために使用される用水（従業員の飲料水、雑用水を含む）をいいます。

### (12) 算式

統計表中にある有形固定資産投資総額、生産額、付加価値額などについては次の算式によります。

ア 有形固定資産投資総額 = 有形固定資産の取得額 + 建設仮勘定の年間増減額

イ 有形固定資産年末現在高 = 年初現在高 + 取得額 - 除却額 - 減価償却額

ウ 生産額(1) = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)  
+ (半製品及び仕掛品年末在庫額 - 半製品及び仕掛品年初在庫額)

エ 付加価値額(従業員30人以上の事業所)

= 生産額 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額(2))  
- 原材料使用額等 - 減価償却額

なお、従業員29人以下の事業所は減価償却額を調査しないので、粗付加価値額としています。

粗付加価値額(従業員29人以下の事業所)

= 製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)  
- 原材料使用額等

オ 付加価値率 =  $\frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100(\%)$

カ 現金給与率 =  $\frac{\text{現金給与総額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100(\%)$

キ 原材料率 =  $\frac{\text{原材料使用額等}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100(\%)$

ク 1事業所当たり年間製造品出荷額等(または生産額)

=  $\frac{\text{製造品出荷額等(または生産額)} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\text{事業所数}}$

ケ 1事業所当たり付加価値額 =  $\frac{\text{付加価値額}}{\text{事業所数}}$

コ 1事業所当たり有形固定資産年末現在高 =  $\frac{\text{有形固定資産年末現在高}}{\text{事業所数}}$

$$\text{サ 1 事業所当たり有形固定資産投資総額} = \frac{\text{有形固定資産の取得額} + \text{建設仮勘定の増減額}}{\text{事業所数}}$$

$$\begin{aligned} \text{シ 従業者 1 人当たり製造品出荷額等 (または生産額)} \\ = \frac{\text{製造品出荷額等 (または生産額)} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{(\text{個人事業主及び家族従業者}) \times 12 + \text{常用労働者毎月末現在数の合計}} \times 12 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{ス 従業者 1 人当たり付加価値額} \\ = \frac{\text{付加価値額}}{(\text{個人事業主及び家族従業者}) \times 12 + \text{常用労働者毎月末現在数の合計}} \times 12 \end{aligned}$$

$$\text{セ 常用労働者 1 人当たり 1 か月当たりの現金給与額} = \frac{\text{常用労働者に対する給与額}}{\text{常用労働者毎月末現在の合計}}$$

1 生産額は従業者 30 人以上のものであり、29 人以下の事業所については製造品出荷額等の数値を生産額とみなしています。

2 平成 13 年調査より内国消費税額が消費税を除く調査としたことから、推計消費税額は消費税額を推計したもので、その算出に当たっては直接輸出分を除いていません。

### (13) 分類

ア 産業別に集計するための産業格付けの方法は、次の通りです。なお、この報告書中、産業中分類の名称は、別表 1 のように省略して用いています。

#### 一般的な方法

製造品が単品のみの事業所については、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定します。製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず上 2 桁の番号 (中分類) を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁番号を決定します。次にその決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様の方法で 3 桁番号 (小分類)、さらに 4 桁番号 (細分類) を決定し、最終的な産業格付けとします。

#### 特殊な方法

上記の方法以外に、中分類 23 鉄鋼業については、作業工程、機械設備等により産業を決定しているものが 11 業種あります。

イ 「品目別集計表 (従業者 4 人以上の事業所)」については、上記の産業格付けとは無関係に品目 6 桁番号による集計を行っており、たとえば 2 品目を産出する事業所はそれぞれの品目において 1 産出事業所としています。したがって、産業別統計表とは異なる数値となっています。

## 3 その他

(1) 統計表中の記号は次によります。

「 - 」該当がないもの。

「0」単位未満のもの。

「」負数のもの。

「X」該当事業所が1又は2事業所に関する数字であるため、統計の秘密保護の立場から内容を秘匿したものです。また、3以上の事業所に関する数字でも秘匿した事業所に関する数字が前後の関係から判明する場合も「X」で表しています。

(2) 数値の単位未満は四捨五入しています。したがって、合計と内訳が一致しない場合があります。

(3) 日本標準産業分類の改訂に伴う「商品分類表」の改訂(1(9)参照)により、この報告書における前年比及び前年との増減の算出については、次のとおりとしました。

ア 印刷・同関連業については、「新聞業」及び「出版業」に該当する事業所が平成14年調査から対象外となったことにより、平成13年の公表値からこれらの業種の数値を除いた数値を平成14年の数値と比較しました。

なお、これらの業種については平成13年までは製造業であったことから、この報告書で表示する同年以前の時系列の数値は変更していません。

イ 新産業中分類の「電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」及び「電子部品・デバイス製造業」については、旧分類の「電気機械器具製造業」の前年の数値を新分類に分類し直した上で、平成14年の数値と比較しました。

(4) この報告書に示す地域区分は8頁のとおりです。

なお、この調査の期日が平成14年12月31日現在であることから、平成15年4月1日に発足した球磨地域のあさぎり町については、旧町村名で表示しています。

(5) この報告書の内容についての問い合わせは下記にお願いします。

熊本県企画振興部統計調査課

〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号

096-383-1111(内線3610)

別表 1

省略表示	産業中分類	省略表示	産業中分類
09 食料品	食料品製造業	21 皮革	なめし革・同製品・毛皮製造業
10 飲料	飲料・たばこ・飼料製造業	22 窯業・土石	窯業・土石製品製造業
11 繊維	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）	23 鉄鋼	鉄鋼業
12 衣服	衣服・その他の繊維製品製造業	24 非鉄金属	非鉄金属製造業
13 木材	木材・木製品製造業(家具を除く)	25 金属製品	金属製品製造業
14 家具	家具・装備品製造業	26 一般機器	一般機械器具製造業
15 パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業	27 電気機器	電気機械器具製造業
16 印刷	印刷・同関連業	28 情報通信機器	情報通信機械器具製造業
17 化学	化学工業	29 電子部品	電子部品・デバイス製造業
18 石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業	30 輸送用機器	輸送用機械器具製造業
19 プラスチック	プラスチック製品製造業	31 精密機器	精密機械器具製造業
20 ゴム製品	ゴム製品製造業	32 その他	その他の製造業